

# 裁判員制度の憲法理論

柳瀬 昇

## 一 裁判員制度の意義

裁判員制度の意義は何か。

裁判員制度は、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上のために導入されたものであつて、国民主権の原理ないし民主主義の原理に基づき導入されたものではない。国民の参加に裁判の正統性を見出す民主主義的基礎づけ説は、裁判員制度の意義としては、制度設計をめぐる議論において明確に否定されており、立法にも採用されなかつた。このことは、司法制度改革審議会（以下、「審議会」という）の委員であり司法制度改革推進本部裁判員制度・刑事検討会（以下、「検討会」という）の座長でもあつた井上正仁教授による発言<sup>②</sup>や、野沢太三法務大

臣の国会での答弁<sup>③</sup>からも明らかである。裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（以下、「裁判員法」という）の立法過程<sup>④</sup>を踏まえれば、「一部に、これまでの職業裁判官による刑事裁判を否定的に評価し、これを改めるには司法を職業裁判官の手から取り戻し、国民自らが主権者として裁判を行う制度を導入すべきであるなどといった意見も見られたが、裁判員法は、もとより、このようなイデオロギッシュな立場から立案されたものではない」といえる。裁判員制度は国民主権の原理に基づく参加型民主主義の一形態であるとする見解もあるが、現に創設された裁判員制度の意義としては妥当義を民主主義の原理に関連づけるためには、乗り越えなければならない難点がある。それが、今から六〇年以上前ではなかろう。むしろ、「市民参加の兼子一教授によつて提起された「民主司法のディレンマ」問題である。

日本国憲法制定直後に刊行された国学会<sup>⑤</sup>編『新憲法の研究』において、柳瀬昇は、主体「筆者注」主権の誤りか」は国民全体に存するから、あらゆる国家機関は国民とつながりをもち、又すべての公務員は国民の信任によつてその地位にあり、国民全体に対する奉仕者の地位に要求される。そこで、司法権を行使する裁判所にも、これを構成する裁判官にも、民主的構成や選任が必要となつてくる。……しかし、他方司法権の使命が、多数意思の圧力による少数者の自由の窒息に対する安全弁であり、国政の極端な偏向に対する調節器である役を果たすことにあれば、そこに同じ多数意思がはたらくことに疑念がもたれる。ここに、民主法治国家に於ける司法制度が当面しなければならない「ディレンマ」がある」と述べていた。

家学会<sup>⑥</sup>編『新憲法の研究』において、柳瀬昇は、「民主国家にあつては、主体「筆者注」主権の誤りか」は国民全体に存するから、あらゆる国家機関は国民とつながりをもち、又すべての公務員は国民の信任によつてその地位にあり、国民全体に対する奉仕者の地位に要求される。そこで、司法権を行使する裁判所にも、これを構成する裁判官にも、民主的構成や選任が必要となつてくる。……しかし、他方司法権の使命が、多数意思の圧力による少数者の自由の窒息に対する安全弁であり、国政の極端な偏向に対する調節器である役を果たすことにあれば、そこに同じ多数意思がはたらくことに疑念がもたれる。ここに、民主法治国家に於ける司法制度が当面しなければならない「ディレンマ」がある」と述べていた。

家学会<sup>⑥</sup>編『新憲法の研究』において、柳瀬昇は、「民主国家にあつては、主体「筆者注」主権の誤りか」は国民全体に存するから、あらゆる国家機関は国民とつながりをもち、又すべての公務員は国民の信任によつてその地位にあり、国民全体に対する奉仕者の地位に要求される。そこで、司法権を行使する裁判所にも、これを構成する裁判官にも、民主的構成や選任が必要となつてくる。……しかし、他方司法権の使命が、多数意思の圧力による少数者の自由の窒息に対する安全弁であり、国政の極端な偏向に対する調節器である役を果たすことにあれば、そこに同じ多数意思がはたらくことに疑念がもたれる。ここに、民主法治国家に於ける司法制度が当面しなければならない「ディレンマ」がある」と述べていた。

何らかの形で民主的正統性を標榜しなければならない。しかしながら、少数者の人権を適切な形で擁護するのが司法権の担い手としての裁判所の役割の一つであるとすれば、そこに単純な民主主義の原理を注入することによって、その役割を十分に果たしえなくなるおそれがある。国民の圧倒的多数が被告人に対する拙速な手続による極刑の結論を望んでいようと、裁判所は、世論に迎合してはならず、被告人の声に耳を傾けなければならない。

この民主司法のディレンマ問題があ

つたからこそ、裁判員制度の設計にお

いて、民主主義的基礎づけ説は、徐々

に淘汰されていったのである。

審議会での議論の当初、国民の司法

参加の意義については、民主主義的基

礎づけ説が有力であり、国民の司法参

加の制度についての報告を割り当てら

れた藤田耕三委員（元広島高等裁判所

長官）も、国民主権の原理に基づく司

法の民主化という観点から制度導入を

積極的に基礎づけようとしていた。し

かしながら、第三回審議会（二〇〇

〇年九月二六日）において、冒頭、竹

下守夫会長代理が、「国民の司法参加

を認めなければ、司法が国民主権の下

で正統と認められないとか、そのレジ

ティマシーが否定されるという意味で

ために裁判員制度を導入するというの

はなく、レジティマシーは最小限保障されているけれども、より強固な国民の権利を適切な形で擁護するのが司法権の担い手としての裁判所の役割の一つであるとすれば、そこに単純な民主主義の原理を注入することによって、その役割を十分に果たしえなくなるおそれがある。国民の圧倒的多数が被告人に対する拙速な手続による極刑の結論を望んでいようと、裁判所は、世論に迎合してはならず、被告人の声に耳を傾けなければならない。

この民主司法のディレンマ問題があ

つたからこそ、裁判員制度の設計にお

いて、民主主義的基礎づけ説は、徐々

に淘汰されていったのである。

審議会での議論の当初、国民の司法

参加の意義については、民主主義的基

礎づけ説が有力であり、国民の司法参

加の制度についての報告を割り当てら

れた藤田耕三委員（元広島高等裁判所

長官）も、国民主権の原理に基づく司

法の民主化という観点から制度導入を

積極的に基礎づけようとしていた。し

かしながら、第三回審議会（二〇〇

〇年九月二六日）において、冒頭、竹

下守夫会長代理が、「国民の司法参加

を認めなければ、司法が国民主権の下

で正統と認められないとか、そのレジ

ティマシーが否定されるという意味で

ために裁判員制度を導入するというの

はなく、レジティマシーは最小限保障

され

て

いる

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。</p

(七八条、八〇条一項、二項) 一方で、それ以外の裁判所構成員の存在を想定した規定を設けていないので、現憲法下では、職業裁判官以外の者が裁判所を構成することはできないと解しうる。これに対して、最高裁判所の構成との対比で下級裁判所の構成についての規定が存在しない点に注目すれば、下級裁判所では、憲法で規定された職業裁判官以外の者が、裁判所の構成員として司法権を行使することも否定されないと反論をなしうる。なお、憲法は職業裁判官について詳細な規定を設けており、このことから憲法が職業裁判官を下級裁判所の基本的ないし必須の構成要素としていると解される以上、下級裁判所においても、職業裁判官がまったく関与しない形で裁判を行うことは、憲法八〇条の趣旨に反する。

第三に、裁判員の参加する裁判の評議では、裁判官および裁判員の双方の意見を含む合議体の員数の過半数の意見により判断される（裁判員法六七条一項）ので、評決の結果、裁判官が裁判員の意見に事実上拘束されうることがあるが、この場合、日本国憲法七六三条に定める裁判官職権行使の独立の原則に違反すると解しうる。これに對して、裁判官職権行使の独立の原則

とは、終局的かつ絶対的な決定権限が個々の裁判官に對して付与されるという意味ではないので、裁判官が（その他の裁判官の意見に拘束される）ことはもちろん、法律によつて裁判官とともに合議体の構成員として認められた）裁判員の多数の意見に拘束されるとしてもこの原則に違反しないとの反論が示される。

しかしながら、裁判員法が、④被告

人の裁判の選択権（裁判員の参加する裁判の辞退権）を認めないとすること

と、⑤一般的の国民に對して裁判員候補者として出頭し、裁判員等（裁判員および補充裁判員）として就任し職務を遂行する義務を課すこととの二点について、これまでに十分に説得的な説明がなされてこなかつたためか、これらが日本国憲法の諸規定に違反するのではないかとして、疑義が強く呈せられてゐる。前者に関しては、通説が被告人の裁判の選択権を留保する限りで國民の司法参加を合憲としてきたこととの整合性について、後者に関しては、裁判員候補者および裁判員等に課される諸義務が、憲法上の自由権を侵害し、日本国憲法一八条後段が禁止する「その意に反する苦役」に該当するか否かについて、議論が絶えない。

これらの論点については、筆者は、

共和主義的憲法觀に基づく討論民主主義（*deliberative democracy*）理論によれば、より説得的な説明が可能であると解する。次節では、討論民主主義理論に基づき裁判員制度の意義を再構成することとの論拠および意義について、概説することとする。

### 三 共和主義的憲法觀に基づく

#### 討論民主主義理論による 裁判員制度の意義の再構成<sup>(25)</sup>

裁判員制度を単純な民主主義の原理によつて基礎づけるべきでないとして

も、共和主義的憲法觀に基づく討論民主主義理論によつて基礎づけることは

可能であり、かつ、有益であろう。

今般の司法制度改革の基本理念やその依拠する政治思想については、評価が大きく分かれているが、統治に主体的に参画することこそ書き生であると

指定期間、国民に對して、「公共性の空間」である政治部門や司法部門を支え

て、それに参加した国民が公民的徳性すれば、そこには、政治参加に能動的

な公民（citizen）としての国民を前提

とする共和主義的な憲法觀を読み取ることができよう。また、司法部門が政

治部門と並ぶ「公共的討論」の場であ

るということを強調している佐藤幸治

審議会会長の司法觀には、公共的な事項の決定において討議を重視するといふ討論民主主義理論に通底するものがあるともいえよう。とりわけ、「一一世紀の我が国社会において、国民は、これまでの統治客体意識に伴う国家への過度の依存体質から脱却し、自らのうちに公共意識を醸成し、公共的事柄に対する能動的姿勢を強めていくこと」として、裁判員制度の導入が提唱されたことに注目すれば、この制度は、国民の統治機能への能動的な参加を重視する共和主義的憲法觀に基づくものとも理解しよう。

そして、共和主義的憲法觀に基づく討論民主主義理論によれば、裁判員制度は、刑事案件という公共的な事項について、国民（から選任された裁判員）が、（裁判官とともに）徹底して討議（評議）し、決定（評決）する「公共的討議の場（forum for public deliberation）」を構築する試みであつて、それに参加した国民が公民的徳性（civic virtue）を涵養するための「陶冶の企て（formative project）」であると解する」とが déjà よう。井上達夫教授も、「世論が未熟であるからこそ、その扱い手である市民が司法過程での熟議に參加して自己の理解力・判断能

力・責任感を陶冶する経験を積むことこそが必要なのである」として、「裁判員制度も日本における市民の公民的徳性の陶冶の場になることが期待できる」と述べている。<sup>(5)</sup>

共和主義的憲法觀に基づく討議民主主義理論によれば、先述の裁判員制度の憲法解釈論上の二つの難点は、次のように応答される。

すなわち、被告人の裁判の選択権の否定については、共和主義的憲法觀によれば、裁判員の参加する裁判を、裁判員たる一般の国民の公民的徳性を涵養する場として重視することになる。審議会意見書と同様に、国民一般にとっての意義ないし裁判制度としての意義をより重視することになるので、公的討議の場をより多く機能させ、討議の場を創設する制度そのものを維持するために、障害となりうる被告人の選択権を認めないとすることが許容される。この点、常本樹教授や山元一教授も、裁判員法が被告人の裁判の選択権を否定している点について、共和主義的見地から含意としている余地があることを示唆している。<sup>(6)</sup>

また、裁判員候補者や裁判員等の出頭・就任・職務遂行義務については、共和主義的憲法觀に立脚し自由の意義を再構成したうえで、これらの義務が

一般的の国民の自由を侵害するものではなく、むしろ、公共的な事項へ参加する自由を促進するものとして評価することができる。この点、緑大輔准教授も、裁判員制度下の出頭・就任義務について、討議民主主義の見地から憲法理論に依拠するならば、陪審制度でも参審制度でもないわが国独自の裁判員制度を創設することには、固有の意味があると理解することができよう。すなわち、裁判官と裁判員という異質な主体を協働させることによって、実質的討議の障害となる集団極性化(group polarization)<sup>(7)</sup>を避けるとともに、集められた合議体が一事件限りで解散することによって、同じく討議の障害となる同調(conformity)効果を生じさせにくくしている。わが国の裁判員制度は、陪審制度と参審制度との折衷などとしてネガティブにとらえられるべきではなく、むしろ公共的討議の場としてきわめて優れた特性をもつものとして高く評価されるべきであろう。

(1) 裁判員法一条を参照。なお、裁判員法の立案担当者によるコメントナールでも、制度の意義として、広く国民が裁判の過程に参加し、その感覚が裁判内容に反映

されようになることによって、司法に対する国民の理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになることが挙げられている(辻裕教授)。この点、緑大輔准教授も、裁判員制度下の出頭・就任義務について、討議民主主義の見地から憲法理論に依拠するならば、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の解説(一)「法曹時報五九巻一一号(1907年)五五頁)。

(2) 第一五回検討会(1900年4月8日)や第一回司法制度改革推進本部顧問会議(同年1月5日)における発言など。合わせて、井上正仁ほか「シンボルム・裁判員制度の導入と刑事司法」(ジュリスト一二七九号(1900年))における井教授の発言(七五・七七頁)も参照。

(3) 「裁判員制度の眞の目的が国民の主体的な司法への参加であるならば、その趣旨に国民の主体的な参加を高らかにうたい上げるべきではない」かとの議員からの提案に対し、野沢法務大臣は、これを明確に断っている(官報号外第百五十九回国会衆議院会議録第十五号三頁)。

(4) 裁判員法の立法過程については、拙稿「裁判員法の立法過程(一)」(四・完)信州大学法学論集八号(1907年)九九頁、九号(1907年)二二七頁、一〇号(1908年)一九頁、一一号(1908年)一三五頁を参照されたい。

(5) 検討会の委員であった池田修判事の見解である(池田修「解説裁判員法」(弘文堂、1905年)一頁)。また、同様に検討会の委員であった酒巻匡教授も、「制度導入の趣旨・理由を単純素朴な現状批判や民主主義原理(「国民の手による裁判」のみに帰することはできない」と述べている(酒巻匡「裁判員制度の意義と課題」法学校三〇八号(1906年)10頁)。

(6) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

さられるようになることによって、司法に対する国民の理解や支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得ることができるようになることが挙げられている(辻裕教授)。この点、緑大輔准教授も、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」の解説(一)「法曹時報五九巻一一号(1907年)五五頁)。

(7) 制度設計段階からも、裁判員制度導入の意義については、有力な異論があった。例えば、長谷部恭男教授は、国民の司法参加の意義について、「第一義的にはやはりより良い司法の実現にあるはず」であり、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するという目的は「二次的な効果であって、最初から目的として正面に掲げる」ことに対しては「疑惑」があると述べていた(松尾浩也ほか「座談会・裁判員制度と日本国憲法」判例タイムズ一四六号(1904年)九一・一〇頁(長谷部恭男)発言)。長谷部教授は、国民の参加によってよりよい司法制度が生まれる論拠として、多数者の英知とコンドルゼの陪審定理の二つを挙げる(一四一・五頁)。なお、長谷部教授の見解については、参議院法務委員会における参考人としての意見陳述(第百五十九回国会参議院法務委員会会議録第十六号二頁)や、長谷部恭男「司法権をめぐる論点」(国立国会図書館調査及び立法考査局調査資料1904-1-a「シリーズ憲法の争点①」(1904年)一一二頁に詳しい)。

(8) 笹田栄司ほか「座談会・裁判員制度」(ヨーリスト一三六三号(1908年)一〇一〇九頁(大沢秀介・川岸令和)発言)。

(9) 兼子一「司法制度」(國家学会編『新憲法の研究』(有斐閣、1947年)二三六・二三七頁。ほぼ同じ記述が、憲法普及会編『新憲法と司法・新憲法と人身の自由』(國立書院、1948年)二九一三〇頁(兼子一執筆)や、兼子一・竹下守夫「裁判法(第四版)」(有斐閣、1949年)二四四頁などにも見られる。なお、法学協会編『註解日本国憲法(改訂版)』下巻(有斐閣、1954年)一一二一一页)。

(1) 裁判員法一条を参照。なお、裁判員法の立案担当者によるコメントナールでも、制度の意義として、広く国民が裁判の過程に参加し、その感覚が裁判内容に反映

(2) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(3) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(4) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(5) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(6) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(7) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(8) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(9) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(10) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(11) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(12) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(13) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(14) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(15) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(16) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(17) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(18) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(19) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(20) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(21) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(22) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(23) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(24) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(25) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(26) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(27) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(28) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(29) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(30) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(31) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(32) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(33) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(34) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(35) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(36) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(37) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(38) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(39) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(40) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(41) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(42) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(43) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(44) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(45) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(46) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(47) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(48) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(49) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(50) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(51) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(52) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(53) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(54) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(55) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(56) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(57) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(58) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(59) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(60) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(61) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(62) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(63) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(64) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(65) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(66) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(67) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(68) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(69) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(70) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(71) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(72) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(73) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(74) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(75) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(76) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(77) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(78) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(79) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(80) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(81) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(82) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(83) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(84) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(85) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(86) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(87) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(88) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(89) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(90) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(91) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(92) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(93) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(94) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(95) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(96) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(97) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(98) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(99) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(100) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(101) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(102) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(103) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(104) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(105) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(106) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(107) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(108) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(109) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(110) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(111) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(112) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(113) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(114) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(115) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(116) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(117) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(118) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(119) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(120) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(121) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(122) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(123) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(124) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(125) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(126) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(127) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(128) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(129) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(130) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(131) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(132) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(133) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(134) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(135) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(136) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(137) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(138) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(139) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(140) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(141) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(142) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(143) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(144) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(145) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(146) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(147) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(148) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(149) 五十嵐一葉「説示なしでは裁判員制度は成功しない」(現代人文社、1900年)。

(150) 五十嵐一葉

(1) 一二二頁も参照。

(10) 例えば、樋口陽一『憲法I』(青林書院、一九九八年)五〇一頁、同『憲法(第三版)』(創文堂、二〇〇七年)三二〇頁。

(11) 刑事司法の制度設計を考えるにあたって、単純な民主主義の原理を貫徹するのであれば、裁判所という媒介者はもはや不要であり(事件を受け付けて整理するだけの機関に改組すればよろしかろう)、国民の代表による審議や国民による直接投票の結果で、被告人に対する処分を決定するという構想に到達することになる。情報通信技術が発達した今日においては、短期間で国民の直感的な意思を集計することは容易である。かりに投票の結果に基づき被告人に対する処分を自動的に決定する仕組みを構築するすれば、現在のような裁判所による法に基づく公正な裁判を行うよりも、おそらく簡易・迅速であり、安価でもある。しかも、恒常に国民の参加が求められることになるので、司法に対して国民が自ら参加しているという意識は、国民の部分的な参加の制度にすぎない陪審制度や裁判員制度などよりも、はるかに高まるであろう。もっとも、私見では、それは、たしかに制度の維持コストを低減させ、かつ、国民の参加欲求を充足させるものではあるが、もはや裁判と呼ぶに値しない。

(12) もっとも、この民主主義的基礎づけ説と理解増進・信頼向上説との対立は、にわかに決着がつく問題ではなく、その後も、引き続き、議論されることになる(国民の司法参加の意義をめぐる議論については、前掲拙稿「裁判員制度の立法過程(四・完)」一三八—一四六頁を参照)。審議会委員の間で完全な合意が形成されなかつたため、意見書でも、意見書全体の総論部分や「国民的基盤の確立」の総論部分などで

(13) 例えば、佐藤真治『憲法(第三版)』(青林書院、一九九五年)二五一—二五二頁、大石眞『憲法講義I』(有斐閣、二〇〇四年)一五一—一五二頁。

(14) 兼子前掲注(9)二三七頁。兼子・竹下前掲注(9)二四頁もほぼ同じ。

(15) 酒巻前掲注(5)一五頁。しかしながら、意外なことに、憲法学においては、酒巻教授が「常識」と述べた司法権と民主主義の原理との関係性(あるいは、無関係性)は、これまであまり意識的に論じられたことはなかった。兼子教授による問題提起から三〇年後に、「裁判」なる公機能と「民主主義」なる国家意思決定方式との本質的親和性如何という根源的な問いは、手島孝教授によつて、「残された究極の問題」と名づけられた(手島孝「司法権『憲法三十年の理論と展望』(日本評論社、一九七七年)一四八頁)が、これに正面から挑んだものは、樋口陽一・栗城壽夫『憲法と裁判』(法律文化社、一九八八年)六〇一九〇頁(樋口陽一執筆)をはじめ、多くはない。違憲審査権行使の民主的正統性の問題(「反多数決主義」という難点(counter-majoritarian difficulty))が国内外で激烈に議論されている一方で、裁判

は、民主主義的基礎づけ説に親和的な表現が残っている(司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書」(二〇〇一年)三頁、一〇一頁)。しかしながら、意見書が國民主権の原理と裁判員制度の導入とを直接結び付けなかつたという点にこそ注意されたい。審議会全体としては民主主義的基本づけ説には立つてないということについては、第一回検討会における井上正仁座長の発言からも明らかである(前掲拙稿「裁判員制度の立法過程(二)」二四六頁を参照)。

(16) 例えば、佐藤真治『憲法(第三版)』(青林書院、一九九五年)二五一—二五二頁、大石眞『憲法講義I』(有斐閣、二〇〇四年)一五一—一五二頁。

(17) 明治憲法二四条は「日本臣民ハ法律の到達点として、常本照樹「司法権」公法研究五七号(一九九五年)六六頁。

所による司法権行使の民主的正統性の問題(「民主司法のディレンマ」)は、十分に議論されてきたとはいえない(なお、裁判員は違憲審査に関わらない(裁判員法六条)ので、裁判所の違憲審査権行使の民主的正統性の議論は、裁判員制度の意義を考えるうえでは応用できない)。裁判所の司法権行使の正統性をどのように理解すべきなのか。国会や内閣などとは異なり、直接的な裁判所が、司法権を行使できるのはなぜか。統治機構の制度設計において、裁判所に強い民主的正統性を付与しなかったのはなぜか。これらの問い合わせに対して、憲法學は明確な回答を用意しなければなるまい。

(18) 裁判員制度の憲法適合性について憲法学の観點から書かれた論稿としては、さしあたり、制度設計段階のものとして、市川正人「国民参加と裁判員制度」法律時報七六卷(一〇号)(二〇〇四年)四一頁、大石和彦「国民の司法参加」をめぐる憲法問題(「国民の司法参加」と裁判員制度)を規定していたが、日本国憲法では、「裁判所において裁判を受けれる権利」(三二条)ないし「裁判所の……裁判を受ける権利」(三七条一項)を保障する規定となつていて。裁判官の裁判から裁判所の裁判へと文言が改正されたことには憲法上、陪審制度や参審制度などの国民の司法参加の制度を許容する趣旨を明確にするために意識的に行われたものである。ところが、日本国憲法制定当時の議論で明らかになつている(利谷信義「戦後改革と国民の司法参加」東京大学社会科学院後改革研究会編「司法改革」(東京大学出版会、一九七五年)七七頁)。

(19) 日本国憲法は、最高裁判所を「長たる裁判官」と「その他の裁判官」で構成するものとし、それらの裁判官の任免等についても規定している(七九条一項)一方で、下級裁判所の構成については、何ら規定していない。

(20) 井上正仁教授は、第五回審議会(二〇〇一年三月三日)で配布した資料「訴訟手続への新たな参加制度」骨子(案)について(補足説明)において、憲法にいう「裁判所」とは職業裁判官を基本的ないし必須の構成要素とするものと

る統治システム」(岩波書店、二〇〇七年)二三五頁、長谷部前掲注(7)、森山弘二「裁判員制度の骨格に関する憲法上の論点」吉田善明先生古稀記念論文集刊行委員会編『憲法諸相と改憲論』(敬文堂、二〇〇七年)四二一頁などを参照。制度設計の議論以前の国民の司法参加をめぐるわが国の憲法学の到達点として、常本照樹「司法権」公法研究五七号(一九九五年)六六頁。

(21) 明治憲法二四条は「日本臣民ハ法律二二三号(一九〇〇年)二九頁、長尾紘「裁判員制度と日本国憲法」現代刑事法三二号(二〇〇〇年)二九頁、棟居快行「裁判員制度の憲法問題」月刊司法改革二〇号(二〇〇〇年)三〇頁、山元一「司法権」法学セミナー九五三号(二〇〇四年)二八頁、裁判員法制定後のものとして、笛田栄司「司法の変容と憲法」(有斐閣、二〇〇八年)八一頁、同「憲法から見た裁判員制度」世界七七九号(二〇〇八年)一〇七頁、同「裁判員制度と憲法の思考」ユリースト一三六三号(二〇〇八年)七九頁、同ほか前掲注(8)八八頁、土井真一「日本国憲法と国民の司法参加」長谷部恭男ほか編集代表『変容す

して構想されているということは確かだ」と述べている（合わせて、井上正仁ほか「鼎談・意見書の論点④国民の司法参加・刑事司法」ジュリスト一一二一八号（二〇〇一年）一四〇頁や、佐藤幸治ほか『司法制度改革』（有斐閣、二〇〇一年）三三九一三四〇頁における発言も参照）。また、市川正人教授も、「憲法が下級裁判所裁判官を下級裁判所の基本的な構成員と見ていることは否定できないであろう」と述べ（市川前掲注（16）四二頁、さらに、市川教授は、「法律により裁判官以外の者を裁判所の構成員とすることは、そうした下級裁判所裁判官の基本的な構成員性を損なわない限りで、認められると解される」と続ける）、また、土井真教授も「確かに、憲法が下級裁判所の裁判官の任命の手続及び身分保障に関する詳細な規定を含んでいる以上、そのような裁判官とは全く独立に下級裁判所が構成され得ると解することは、適切ではない」と述べている（土井前掲注（16）一五九頁）。棟居快行教授は、職業裁判官が裁判所の必須の構成員であるということが、「特定の帰結をそこから引き出すには、あまりに曖昧な命題であるというべきである」と主張する（棟居前掲注（16）三二頁）が、これに対して、土井教授は、下級裁判所では「憲法上のあらゆる保障も制約も及ばず、完全に自由な制度設計ができることになるが、このような解釈に賛同する者はおそらくいないのではないか」との如きであるとして、裁判所の構成に憲法上の制約がないとする棟居説を批判している（土井前掲注（16）二八〇一二八一頁）。

(20) 例えば、裁判官全員が有罪の意見で、裁判員全員が無罪の意見である場合、裁判員の参加する裁判では、無罪の結論になる（従前の裁判官のみの合議体の裁判では、有罪の結論になった）。このとき、裁判官全員が有罪を確信していないながら、裁判官は無罪判決を宣告せざるを得ない状況になる。

(21) 例えば、従前の合議体の裁判でも、裁判官の意見が分かれた場合には、原則として過半数の意見によることとされ（裁判所法一八条、二六条二項、七七条一項、二二項）、少数派の裁判官は、多数派の裁判官の意見に従うことになる。

(22) 例えば、芦部信喜（高橋和之＝補訂『憲法』第四版）（岩波書店、二〇〇七年）三三八頁、樋口陽一ほか『憲法IV』（青林書院、二〇〇四年）二三頁（浦部法穂＝執筆）。これに対し、審議会意見書は、「新たな参加制度は、個々の被告人のためといふよりは、国民一般にとって、あるいは裁判制度として重要な意義を有するが故に導入するものである以上、訴訟の当事者である被告人が、裁判員の参加した裁判体による裁判を受けることを辞退して裁判官のみによる裁判を選択することは、認めないことは運用上違憲と判断される可能性もある」と述べている（山元前掲注（16）三〇頁）。

また、安念潤司教授も、裁判員等の出頭・就任義務に関して、徹底した自由主義に立つたうえで、「そもそも憲法一八条が保障する意に反する苦役からの自由を否定するものではないのだろうか」との疑問を呈している（安念前掲注（22）三八三頁）。

(24) 本稿では、討議民主主義理論について、公共的な事項の検討・決定にあたって十分な情報に基づく個人の内心における熟慮と他者との間の討議という過程によって形成される選好を重視すべきであるとする民主主義観と暫定的に説明したうえで、議論を進めていく。もとより、この新しい民主主義理論は、今日ではもはや一言で概括できないほど多様な理論を包摂するものであるが、少なくとも、個人の加工されていない直感的な生の選好を集計し、その最大化を図るべく、公共的な事項が決

改革新議会中間報告をめぐって』（ジュリスト一一九八号（二〇〇一年）六二頁（高橋和之＝発言）、香城敏麿『憲法解釈の法理』（信山社、二〇〇四年）五三三頁、西野前掲注（19）一二頁、松尾ほか前掲注（7）一八一九頁（椎橋隆幸、戸松秀典＝発言）、三井誠ほか「座談会 裁判員制度をめぐって」（ジュリスト一二六八号（二〇〇四年）四四一四五頁（佐藤文哉＝発言）などがある。

(23) 例えば、山元一教授は、「國民主権の理義を前面に押し出しつつ、強く「広く一般の國民」を義務づけようとする仕組みは、日本国憲法の考え方方に反しないのである。日本国憲法の基本原理を強度に自ら主張するものとぞらえれば、辞退しうる事由が極めて制限的であれば、制度上あるいは運用上違憲と判断される可能性もある」と述べている（山元前掲注（16）三〇頁）。

また、安念潤司教授も、裁判員等の出頭・就任義務に関して、徹底した自由主義に立つたうえで、「そもそも憲法一八条が保障する意に反する苦役からの自由を否定するものではないのだろうか」との疑問を呈している（安念前掲注（22）三八三頁）。

(25) 筆者の見解については、詳しくは拙稿「共和主義的展開としての司法制度改革——討議民主主義理論に基づく裁判員制度の意義の再定位」（法学政治学論究六七号（二〇〇五年）一六七頁を参照されたい）。

(26) 司法制度改革の理念については、「新自由主義的政策理念」に基づくものとする評価（小沢隆一「司法制度改革審議会『中間報告』の憲法論的検討」静岡大学法政研究五卷三・四号（二〇〇一年）一六七頁、久保田穰『市場経済推進の司法改革の問題性』（法律時報七二卷号（二〇〇〇年）四八頁など）がある一方で、「反自由主義的改革」とする評価（安念前掲注（22）三六九頁）もある。安念教授は、裁判員制度について、これが「良いもの、正しいものであり、しかもそれは、個人の選好とは無関係に国家公共にとって「良い」ものなのであるから、個人の選択の自由などはじめから問題とはなら」ずに導入されるものであ

定されるべきであるとする、多元主義に基づく選好集計型の民主主義（*aggregative democracy*）理論への対抗理論であるといふ点では、争いはない。以下では、その理論群の中でも、特に共和主義的憲法觀に基づく討議民主主義理論に依拠して、議論を開いていくこととする。筆者の理解について、拙稿「熟慮と討議の民主主義理論——公法理論と政治理論との架橋に向けた試論的考察」（法学政治学論究五八号（二〇〇三年）三六九頁、同「討論型世論調査の意義と社会的合意形成機能」KEIO SFC JOURNAL 四卷一号（二〇〇六年）七六頁および同「討議民主主義理論をめぐる議論状況」（慶應の法律学（慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集）公法一』（慶應義塾大学出版会、二〇〇八年）三五頁を参照されたい。

(25) 筆者の見解については、詳しくは拙稿「共和主義的展開としての司法制度改革——討議民主主義理論に基づく裁判員制度の意義の再定位」（法学政治学論究六七号（二〇〇五年）一六七頁を参照されたい）。

(26) 司法制度改革の理念については、「新自由主義的政策理念」に基づくものとする評価（小沢隆一「司法制度改革審議会『中間報告』の憲法論的検討」静岡大学法政研究五卷三・四号（二〇〇一年）一六七頁、久保田穰『市場経済推進の司法改革の問題性』（法律時報七二卷号（二〇〇〇年）四八頁など）がある一方で、「反自由主義的改革」とする評価（安念前掲注（22）三六九頁）もある。安念教授は、裁判員制度について、これが「良いもの、正しいものであり、しかもそれは、個人の選好とは無関係に国家公共にとって「良い」ものなのであるから、個人の選択の自由などはじめから問題とはなら」ずに導入されるものであ

るとして、「反自由主義のモードメント」であると論ずる(三八六頁)。

(27) 司法制度改革審議会前掲注(12)四一八頁。

(28) さらに、裁判員法案の国会審議において、政府は、裁判員制度が一般の国民に公共的な問題に対する意識を高める契機となること、それがこの制度の副次的な意義といふことを公式に認めている(前掲拙稿「裁判員制度の立法過程(三)」一一八—二九頁、一五三—一五四頁を参照)も、立論を補強するものとして挙げることができるよう。

(29) 例えば、佐藤幸治「憲法とその物語、性」(有斐閣、一〇〇三)年三五頁、一四一頁、一七九頁。

(30) 司法制度改革審議会前掲注(12)一〇一頁。

(31) 井上達夫「世論の專制から法の支配へ」中央公論一四七六号(一〇〇七年)一二一一七一頁。合わせて、同「司法の民主化と裁判員制度」司法研修所論集一一四号(一〇〇五年)一〇四頁も参照。

(32) 酒巻国ほか「座談会 裁判員制度の可能性と課題」法律時報七七卷四号(一〇〇五年)一七頁(常本照樹=発言)、山元前掲注(16)三〇頁。ただし、日本国憲法の前提とする国民について共和主義的な公民像を観念するとすれば、その仮定的条件を付したうえでの議論であり、その仮定についての論証はなされておらず、また、各論者がかかる議論に与するか否かは明示されていない。

(33) 共和主義的憲法理論によれば、憲法上の諸権利は公民としての地位(citizenship)を保障するためのものとして再構成される(Cass R. Sunstein, *The Partial Constitution*, Harvard University Press,

1993, p. 136)。

(34) 緑大輔「裁判員制度における出頭義務・就任義務と「苦役」」一橋法学一卷一号(一〇〇三年)三一九頁。合わせて、緑大輔「裁判員の負担・義務の正当性と民主主義」法律時報七七卷四号(一〇〇五年)四一頁)も参照。緑准教授は、日本国憲法下の民主主義として討議民主主義を採用すべきであるとしたうえで、かかる議論を開いている。しかしながら、筆者は、日本憲法の一般的な解釈理念として討議民主主義理論を採用すべきことで論ずる必要はない(その論証は、甚だ困難である)、今般の司法制度改革が討議的転回(deliberative turn)であったと論すれば十分であるとの解す。

(35) Cass R. Sunstein, *Republic.com* 2.0, Princeton University Press, 2007, p. 60. サーベイでは、米国の陪審の評議において、集団極性化が見られることが指摘してある(Cass R. Sunstein, *Designing Democracy*, Oxford University Press, 2001, p.36)。

(36) サーベイでは、陪審の評議および裁判官による評議において、同調効果が生じやすいことを指摘してある(Cass R. Sunstein, *Why Societies Need Dissent*, Harvard University Press, 2003, p. 16)。

人・事件・裁判——ヒューマンな眼で追いつめ

# 法学セミナー

1100九年一月号予告 定価1000円



## ■特集=書き分け・話し分け法学鍛錬術

### 〔刑法・刑事訴訟法編〕

法的思考力・表現力が法学において必須の能力と言われるが、その具体的な訓練方法こそが求められている。いくつかの異なる分量で一つのテーマについて書いたり、話したりしてみることで思考力や表現力が鍛えられないかを試みる挑戦的な特集。1月号に引き続き、刑法・刑事訴訟法編を掲載。

刑法編……………北川佳世子、松原芳博、照沼亮介  
刑事訴訟法編……………上田信太郎、本庄 武、石田倫識

### ■立法と現場

TRIPS協定31条改正議定書の効果……………加藤暁子

### ■ロー・ジャーナル

「法の支配ユビキタス社会」への国際的トレンド…松尾 弘昭  
法科大学院情勢を問う……………後藤 昭

### ■ロー・クラス

法的思考と法論理学……………高橋文彦  
裁判員裁判と刑事弁護(3)……………川崎英明

### ■法科大学院探訪

南山大学法科大学院…丸山雅夫教授・榎原秀訓教授に聞く

※本稿は、平成二〇年度科学研究費補助金(若手研究(スタートアップ))「共和主義的憲法觀に基づく討議民主主義理論による裁判員制度の意義の再構成」の研究の一部である。(やなせ・のぶゆ 信州大学専任講師)